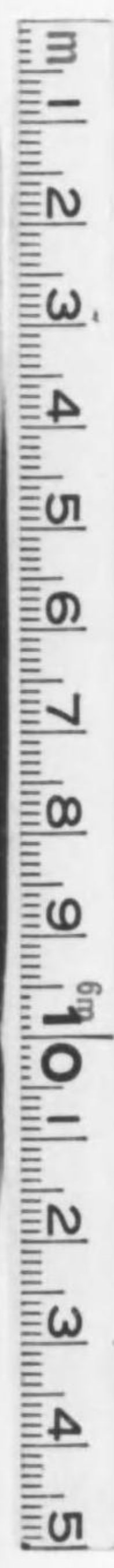


每戶家譜臺牒

特279

295

特279-295
1200501132273



始





将279
295



復成
樂家



篤宗標旨昭雍睦

家
日

敷貴弟改重乃備

家譜

家運長久

緒言

方今文明の學まなぶ不在りて一家相續ついでついでの要務えいむハ先まづツ我われウ一家の家譜けいふ
 を明あきらう小こ正ただ正ただあり家譜明あきらうのふらされハ我われウ祖先そぜんの何なにも
 の正ただ我われウ宗族そうぞくの何なにきり出でるをしらうは遂ついに小こ一門いっもん正ただ序おそ宗族そうぞく
 の親疎おんそを乱みだりて人倫じんりんの本もとを失うしなふ抑おさも人倫じんりんの本もとの立たたへるハ家
 長ちやうきやう久きうヤやさるの基もとあり是こゝを以もつてい伴い長ちやう胤いんの狀じやう親考しんかうを始はじめ齊家せいけ
 寶要ほうよう及および居家きや必用ひつよう等の要旨えいしゆを斷章だんぢやう取とりて一冊いっさくを編あみ
 之こゝを毎まい戸この家譜けいふ小備こひ一免いっめん以もつて人ひとの一家いっけを治しるの一助いっしよともあらんらし
ひとのなほ

原			
籍			
姓氏	國郡	市村	番邸
			葬祭

家譜

家運長久

宗族之圖



○以下一門宗族の称号を誌す

夫は家小一門宗族のあるハ猶水の分派木の分枝ある如く遠
 近勢を異小一疎密形を異小屯と雖も其の本源を要するときはハ
 乃ち一赤り是を以て家を生るハ先つ一門宗族の名を以て
 可一各西うて而して後ち人倫の道始て判然一本支の分脈内
 外の親疎一門互小其順序を乱さば風俗を改め礼讓を篤うし
 相愛一相思ふの情源々遂小親睦苦樂を共小して閭族相栄ゆ
 乃ち孝の大道あり

○本親四世の称 伊藤長胤撰
親親考抄出

已おのきを生なむを父ちちと云母ははと云 ○父ちちの父ちちを祖おや父ちちと云母ははの母ははを祖おや母はは

と云 ○祖おや父ちちの父ちちを曾ひい祖ぢぢ父ちちと云祖おや母ははの母ははを曾ひい祖ぢぢ母ははと云

○曾ひい祖ぢぢ父ちちの父ちちを高ひい祖ぢぢ父ちちと云曾ひい祖ぢぢ母ははの母ははを高ひい祖ぢぢ母ははと云

○本親四世兄弟おのぢは五世姉妹あねの称

○男子おとこ先まづ小ちひ生なるを兄あにと云後のち小ちひ生なるを弟あにと云 ○父ちちの兄弟あに先まづ小ちひ

生なるを伯おぢ父ちちと云後のち小ちひ生なるを叔おぢ父ちちと云父ちちの兄あにの妻あねを伯おぢ母ははと云父ちちの

弟あにの妻あねを叔おぢ母ははと云 ○父ちちの伯おぢ父ちち叔おぢ父ちちを從おのぢ祖ぢぢ父ちちと云父ちちの伯おぢ

母はは叔おぢ母ははを從おのぢ祖ぢぢ母ははと云 ○父ちちの從おのぢ祖ぢぢ祖ぢぢ父ちちを族ちの曾ひい祖ぢぢ父ちちと云父ちちの從

祖おや母ははを族ちの曾ひい祖ぢぢ母ははと云 ○女子おんな先まづ小ちひ生なるを姉あねと云後のち小ちひ生なる

を妹いもと云 ○父ちちの姉あね妹いもを姑おばと云 ○祖おや父ちちの姉あね妹いもを祖おや姑おばと云

○曾ひい祖ぢぢ父ちちの姉あね妹いもを曾ひい祖ぢぢ姑おばと云 ○高ひい祖ぢぢ父ちちの姉あね妹いもを高ひい祖ぢぢ姑おばと云

○旁親三世兄弟わがぢぢ第九等くわんじゅうの称

○兄あにの子こ弟あにの子こ相あひ謂いわて從い父ちち兄あに弟あにと云 ○從い祖ぢぢ父ちちの子こを從い祖ぢぢ兄あに

弟あにと云 ○族ちの父ちちの子こを族ちの兄あに弟あにと云 ○族ちの兄あに弟あにの子こを四よ從い兄あに弟あに

と云 ○父ちちの從い父ちち兄あに弟あにを從い祖ぢぢ父ちちと云父ちちの從い父ちち兄あに弟あにの妻あねを從い祖ぢぢ

母よめと云○父の従父姉妹を従祖姑ちくそこと云○父の従祖兄弟ちくそこのあひまを族

父いとおとと云父の従父兄弟の妻を族母いとおとあめと云○父の従祖姉妹ちくそこのあひまを族姑ちくそこのあひま

と云○祖の従父兄弟いとおとあひまを族祖父いとおとあひまと云○其の妻を族祖母いとおとあひまと云

○祖の従父姉妹いとおとあひまを族祖姑いとおとあひまと云○其の妻を族祖母いとおとあひまと云

○本親七世子孫の称

○子の子を孫まごと云○孫の子を曾孫まごと云○曾孫の子を玄孫ひまご

と云○玄孫の子を来孫きたまごと云○来孫の子を舅孫きゆうまごと云○舅孫

の子を仍孫なごと云○仍孫の子を雲孫くもまごと云

○外親子孫の称

○兄弟の男子を甥あひまと云○兄弟の女子を姪あひまと云○甥の子を

離孫あひまと云○姪の子を歸孫かへまごと云○女子の子を外孫あひまと云

○母黨父母兄弟の称

○母と妻との黨を兄弟あひまと云母の父を外祖父あひまと云母の母を外祖

母あひまと云○母の祖父あひまを外曾祖父あひまと云母の祖母あひまを外曾祖母あひまと云

○母の兄弟あひまを舅あひまと云○母の従父兄弟あひまを従舅あひまと云○母の姉

妹あひまを従母あひまと云○従母の男子あひまを従母兄弟あひまと云○其女子あひまを

從母姉妹と云

○妻の堂及び女子の稱

○妻の父を外舅と云妻の母を外姑と云○妻の兄弟を外甥と

云○妻の姉妹同出を姨と云○女子姉妹の夫を姨夫と云

○女子同出先小生るを姒と云後小生るを娵と云○女子兄の

妻を嫂と云弟の姉を姉と云○長婦雅婦を娵婦と云娵婦

長婦を娵婦と云

○夫家舅姑兄弟の稱

○婦夫の父を舅と云夫の母を姑と云○夫の庶母を少姑と云

○夫の兄を兄章と云○夫の弟を叔と云○夫の姉を大姑

と云○夫の妹を女妹と云

○夫婿婚姻の稱

○子の妻を婦と云長婦を嫡婦と云衆婦庶婦と云○め子の

夫を婿と云婿の父を姻と云○婦の父を婚と云○婦の父母婿

の父母相謂て婚姻と云○婦の堂を婚兄弟と云婿の堂を姻

兄弟と云○兩婿相謂て姻と云

以下一家族の始終を法す

次の額内ハハ家族の実名を記し額下ニ脚界ある片界中ハハ

家族の誕生日を記し毎年各々誕日を記し一身無事金の

預ハ男女共成長して後ち一身の落着を片界中ハ記し以て

一家族の始終を知る可し凡て其落着ハ顯カ六款の外ハらん

我家を相續するもの 家を方て獨立するもの

他に嫁するもの 不幸少くて早世するもの

一代者少て孫るもの 藉ハ洩るもの

以下一家相續の順序を誌す

次つぎの額内ぎんないハ歴代れきだい家督けとくの沿革げんごうを記しき額下ぎんかニ脚界けつがい中ちゆうハ家督けとく代だい
 替かホの年月日ねんげつじつを記しき抑家督おさけとくの大任たいにんたるハ一家いっかの柱礎ちゆうそとあり事こと
 大小たうたうとあく皆みな之を撰當せんたう一いつ父母ふぼとひとモ家督けとくの一いつ意い不ふ随ずいハ況きやう
 ヤ衆子しゆうし承ていハ言行げんごう皆みな此こゝニ実まことハ一家いっかの興廢こうふたいハ家督けとくの一いつ意い不ふ
 出い止と注しゆ意いセせんハ方かた可かくハ是こゝを以もつテ家督けとく多おほくハ常じやう不ふ
 祖先せんぜんの創業くわんぎやう歴代れきだいの守成しゆせいの難がた子しを志こゝろしハ終つひニ一家いっかを維持いぢぢ一いつ
 遂つひ不ふ以もつテ祖先せんぜんの名なを万ま年ねん不ふ朽くハ存ぞんせしを孝かうの道みちとせり

以下家族亡霊の泊茅を誌す

次の額内よち家族死亡の霊名を記す額下の二勝界中小龍二
の年月日花小通称ホを記す抑も葬祭ハ人倫の重事事葬喪服
を着るを服といひ死穢の間を忌と云ふ悉くハ次下小段を圍小附
て知る可一之を葬る小後日道路とホ成ハ溝池市街并良田
城郭とホホの地勢を避く可一之を送る火葬土葬各々適宜小
まのを其式分小随て必也起過去くあらん葬り終て而して後
ち追祭を懇切小するを死後の孝と云ふ

服忌令之圖

君 服十三ヶ月
忌五十日

妾 服忌無之
子ル者速慮三日

七歳未満者 八歳ノ春ヨリ双方
父母ハ三日速慮

高祖父母 母方服忌 無之	曾祖父母 母方服忌 無之	祖父母 母方服忌 無之	父母 父方 服九十日 母方 服九十日	伯叔父母 父方 服三十日 母方 服三十日	兄弟 兄弟 服三十日 姊妹 服三十日	姊妹 姊妹 服三十日	妻 妻 服九十日	已 已 服三十日	夫 夫 服三十日	養子 養子 服三十日	養女 養女 服三十日	嫡子 嫡子 服三十日	嫡孫 嫡孫 服三十日	曾孫 曾孫 服三十日	外孫 外孫 服三十日	外孫 外孫 服三十日	外孫 外孫 服三十日
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------------	----------------------------	--------------------------	---------------	-------------	-------------	-------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

累喪之事
父ノ服忌未タ終ラズ母ノ喪一過テ時ハ母死去
自ヨリ十三ヶ月ノ服五十日ノ忌タル可シ重忌
ノ内ニ輕忌アリテ其忌日數終ルハ別ニ忌
受ルニ及ハス殘ル日數アルハ其日數ノ忌ヲ
受クニシ

一 妊婦及妊婦ノ夫六畜ノ産死
出血殺傷吊喪灸治及五辛ヲ
食フ等類諸書ニ出ル雖モ必
竟後世ニ或說ニ付悉廢止スヘシ

母方 服三十日 忌十日	伯叔父母 忌十日	異父 兄弟姊妹 忌三十日	從母兄弟 姊妹 服忌無之	異父兄弟 姊妹 服忌無之
----------------	-------------	--------------------	--------------------	--------------------

父母ハ國ヲ隔テ月日ヲ經テ喪ヲ聞ク日ヲ
以テ始トス其日ヨリ十三ヶ月ノ服五十日忌受
之其餘ノ親戚ハ聞ク日ヨリ殘ル日數ノ服忌
受テ聞ク日數過テ聞ク時ハ一日ノ忌ナリ服忌
終テ聞ク時モ亦同シ

家譜

家運長久

家譜

家運長久

○以下祭了可き他の亡霊を誌し

次の類内ハ他の亡霊た小して恩を受れ一者の霊名れいみを記す類

下二脚界あや小其あや所由ゆを記す一追祭おひまつり以て生前せいぜんの恩を報むかす

○我を生て出されたる父

○我を生て後ち出されたる母

○我を生む父の妾

○我を乳哺にうぶせし乳母

○教を受け一師匠しやうじやう

○養やしなう一伯叔母等おかしやうぼ

○我難がた小代て死しをすもの

○病て家小死しき無告むこくのもの

○滅家めつかしてたふるもの

○動不動産どうぶつを世よスくもの

霊 い ○ 家譜一ノ... ○
霊 ろ ○ ○
霊 は ○ ○
霊 に ○ ○
霊 ほ ○ ○

以下祭年操出の年表

既すなは小上み死つ之葬う祭まつりの部ぶ小記せを先祖代せんぞ之其亡靈そのたまの号ごうのみを以下小
 頭あたまを年表ねんひょうの其亡年そのたま小當おとる界内かいはんに〇々々記しるしし以て毎年祭典まいねんまつりを操とり
 認め當年何回小當おとる何号ごうの亡靈たまハ何某なにの事ことあるを上の死し亡つの部ぶ
 小照しょうらして知る可べし程ほど混まぜんため他の亡靈たまハ既小上み小記せを如
 く〇々々いろはを以て記しるしを可べし其操と方かたハ上小同おと一ひと凡たゞて慶長元年
 以上小惣くわる亡靈たまハ他の年代記ねんたいきに依より年回ねんわいを操とり知しる可べし

慶長丙申	二丁酉	三戊戌	四巳亥	五庚子	六辛丑	七壬寅	八癸卯	九甲辰	十乙巳
十一丙午	十二丁未	十三戊申	十四巳酉	十五庚戌	十六辛亥	十七壬子	十八癸丑	十九甲寅	元和乙卯
二丙辰	三丁巳	四戊午	五巳未	六庚申	七辛酉	八壬戌	九癸亥	寬永甲子	二乙丑
三丙寅	四丁卯	五戊辰	六巳巳	七庚午	八辛未	九壬申	十癸酉	十一甲戌	十二乙亥
十三丙子	十四丁丑	十五戊寅	十六巳卯	十七庚辰	十八辛巳	十九壬午	二十癸未	正保甲申	二乙酉

三丙戌	四丁亥	慶安戊子	二巳丑	三庚寅	四辛卯	享德壬辰	二癸巳	三甲午	明曆乙未
二丙申	三丁酉	萬治戊戌	二巳亥	三庚子	寬文辛丑	二壬寅	三癸卯	四甲辰	五乙巳
六丙午	七丁未	八戊申	九巳酉	十庚戌	十一辛亥	十二壬子	延宝癸丑	二甲寅	三乙卯
四丙辰	五丁巳	六戊午	七巳未	八庚申	天和辛酉	二壬戌	三癸亥	貞享甲子	二乙丑
三丙寅	四丁卯	元祿戊辰	二巳巳	三庚午	四辛未	五壬申	六癸酉	七甲戌	八乙亥

九	丙子	十	丁丑	十一	戊寅	十二	己卯	十三	庚辰	十四	辛巳	十五	壬午	十六	癸未	室	永	甲申	二	乙酉		
三	丙戌	四	丁亥	五	戊子	六	己丑	七	庚寅	八	辛卯	九	壬辰	十	癸巳	四	甲午	五	乙未			
四	丙申	二	丁酉	三	戊戌	四	己亥	五	庚子	六	辛丑	七	壬寅	八	癸卯	九	甲辰	十	乙巳			
士	丙午	十二	丁未	十三	戊申	十四	己酉	十五	庚戌	十六	辛亥	十七	壬子	十八	癸丑	十九	甲寅	二十	乙卯			
元	文	丙辰	二	丁巳	三	戊午	四	己未	五	庚申	寬	保	辛酉	二	壬戌	三	癸亥	延	草	甲子	二	乙丑

三	丙寅	四	丁卯	寬	延	戊辰	二	己巳	三	庚午	室	曆	辛未	二	壬申	三	癸酉	四	甲戌	五	乙亥
六	丙子	七	丁丑	八	戊寅	九	己卯	十	庚辰	十一	辛巳	十二	壬午	十三	癸未	明	和	甲申	二	乙酉	
三	丙戌	四	丁亥	五	戊子	六	己丑	七	庚寅	八	辛卯	安	求	壬辰	二	癸巳	三	甲午	四	乙未	
五	丙申	六	丁酉	七	戊戌	八	己亥	九	庚子	天	明	辛丑	二	壬寅	三	癸卯	四	甲辰	五	乙巳	
六	丙午	七	丁未	八	戊申	寬	政	己酉	二	庚戌	三	辛亥	四	壬子	五	癸丑	六	甲寅	七	乙卯	

八	丙辰	九	丁巳	十	戊午	十一	巳未	十二	庚申	十三	辛酉	十四	壬戌	十五	癸亥	十六	甲子	十七	乙丑
一	丙寅	二	丁卯	三	戊辰	四	巳巳	五	庚午	六	辛未	七	壬申	八	癸酉	九	甲戌	十	乙亥
二	丙子	三	丁丑	四	戊寅	五	巳卯	六	庚辰	七	辛巳	八	壬午	九	癸未	十	甲申	十一	乙酉
三	丙戌	四	丁亥	五	戊子	六	巳丑	七	庚寅	八	辛卯	九	壬辰	十	癸巳	十一	甲午	十二	乙未
四	丙申	五	丁酉	六	戊戌	七	巳亥	八	庚子	九	辛丑	十	壬寅	十一	癸卯	十二	甲辰	十三	乙巳

三	丙午	四	丁未	嘉	永	戊申	二	巳酉	三	庚戌	四	辛亥	五	壬子	六	癸丑	安	政	甲寅	二	乙卯		
一	丙辰	二	丁巳	五	戊午	六	巳未	萬	延	庚申	文	久	辛酉	二	壬戌	三	癸亥	元	治	甲子	慶	應	乙丑
二	丙寅	三	丁卯	明	治	戊辰	二	巳巳	三	庚午	四	辛未	五	壬申	六	癸酉	七	甲戌	八	乙亥			
三	丙子	四	丁丑	十	戊寅	十一	巳卯	康	辰	辛	巳	壬	午	癸	未	甲	申	乙	酉				
四	丙戌	五	丁亥	十	戊子	十一	巳丑	庚	寅	辛	卯	壬	辰	癸	巳	甲	午	乙	未				

辰
普

辰
重
辰
久

丙寅	丙辰	丙午	丙申	丙戌
丁卯	丁巳	丁未	丁酉	丁亥
戊辰	戊午	戊申	戊戌	戊子
己巳	己未	己酉	己亥	己丑
庚午	庚申	庚戌	庚子	庚寅
辛未	辛酉	辛亥	辛丑	辛卯
壬申	壬戌	壬子	壬寅	壬辰
癸酉	癸亥	癸丑	癸卯	癸巳
甲戌	甲子	甲寅	甲辰	甲午
乙亥	乙丑	乙卯	乙巳	乙未

辰
普

辰
重
辰
久

丙子	丙寅	丙辰	丙午	丙申
丁丑	丁卯	丁巳	丁未	丁酉
戊寅	戊辰	戊午	戊申	戊戌
己卯	己巳	己未	己酉	己亥
庚辰	庚午	庚申	庚戌	庚子
辛巳	辛未	辛酉	辛亥	辛丑
壬午	壬申	壬戌	壬子	壬寅
癸未	癸酉	癸亥	癸丑	癸卯
甲申	甲戌	甲子	甲寅	甲辰
乙酉	乙亥	乙丑	乙卯	乙巳

丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉
丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未
丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳
丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑

○祖先父母伯叔諸姑の雜稱 ○

○始祖 ○元祖 ○先祖 ○高祖父 ○高祖母 ○太

太父 ○太々母 ○曾祖父 ○曾祖母 ○太公 ○

太母 ○祖父 ○祖母 ○太父 ○太母 ○父 ○母

○二親 ○雙親 ○本生父 ○生母 ○嗣父 ○義母

○真母 ○繼父 ○繼母 ○假父 ○廼堂

○伯父 ○叔父 ○義叔 ○伯母 ○叔母

○姆 ○祖伯父 ○祖伯母 ○族曾祖父 ○族曾祖母 ○

夫 ○良夫 ○前夫 ○後夫 ○接脚夫 ○夫婦

○男 ○姑 ○大伯 ○小叔 ○妻 ○嫡妻 ○室

○先妻 ○後妻 ○継配 ○細君 ○内室 ○寡婦

○妾 ○側室 ○填房 ○孽妻 ○勝妻

○公婿親族の雑称

○外舅 ○外姑 ○外父 ○外母 ○婿 ○長婿

○入贅 ○友婿 ○亜 ○宗族 ○本支 ○同姓異姓

○分支 ○尊行昇行 ○瓜葛 ○連世 ○奕世

編輯并出版

明治十五年七月十日御届
受媛縣下讚岐國山田郡六条
村真宗聖恩講長

華 阜 大 仙

賣捌人

同縣同國高松古新町

泉 川 金 造

昔し南都西大寺にて現在過去の二帳を備へ人生るれば現在帳も
記しる生前の幸福を祈り人死をばは過去帳も記して死後の冥福
を修へ又々嵯峨清涼寺圓覺も現在過去の二帳を作り狂言念佛を
壬生に始め道俗男女生前死後の幸福を祈りしとか余曾て之を聞
き心に感てる年既に久し今茲國史撮覽及び説教習練鈔等を編修
の序友人河野爲七と議り現在過去の二帳にならば此冊を編
み家譜臺帳を備へ以て人の家を治むの功と思

定價金三十拾錢

藏 版 章 氏

終